

# 四半期報告書

(第65期第2四半期)

株式会社ヨンドシーホールディングス

# 目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	7
1 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	12
(4) ライツプランの内容	12
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	12
(6) 大株主の状況	12
(7) 議決権の状況	13
2 役員の状況	13
第4 経理の状況	14
1 四半期連結財務諸表	15
(1) 四半期連結貸借対照表	15
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	17
四半期連結損益計算書	17
四半期連結包括利益計算書	18
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	19
2 その他	25
第二部 提出会社の保証会社等の情報	26

[四半期レビュー報告書]

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年10月15日

**【四半期会計期間】** 第65期第2四半期（自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日）

**【会社名】** 株式会社ヨンドシーホールディングス

**【英訳名】** YONDOSHI HOLDINGS INC.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 鈴木 秀 典

**【本店の所在の場所】** 東京都品川区上大崎二丁目19番10号

**【電話番号】** (03) 5719-3429

**【事務連絡者氏名】** 取締役業務担当 西 村 政 彦

**【最寄りの連絡場所】** 東京都品川区上大崎二丁目19番10号

**【電話番号】** (03) 5719-3429

**【事務連絡者氏名】** 取締役業務担当 西 村 政 彦

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期 第2四半期 連結累計期間	第65期 第2四半期 連結累計期間	第64期
会計期間	自 平成25年3月1日 至 平成25年8月31日	自 平成26年3月1日 至 平成26年8月31日	自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日
営業収益 (千円)	22,655,924	23,815,042	49,003,184
経常利益 (千円)	2,263,034	2,558,952	5,642,858
四半期(当期)純利益 (千円)	1,297,888	1,542,492	3,183,974
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	1,561,972	1,761,968	3,522,077
純資産額 (千円)	42,489,186	45,408,651	44,136,288
総資産額 (千円)	55,584,672	59,563,079	58,478,562
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	47.52	56.44	116.40
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	47.44	56.32	116.24
自己資本比率 (%)	76.4	76.2	75.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,218,253	538,075	5,185,207
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△354,674	287,831	△2,389,299
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△338,356	△590,766	△823,924
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	2,643,088	4,322,137	4,093,415

回次	第64期 第2四半期 連結会計期間	第65期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日	自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	17.19	13.08

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 営業収益は、「売上高」と「その他の営業収入」を合計しております。

3 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

4 1株当たり情報の算定上の基礎となる1株当たり四半期(当期)純利益の算定に用いられた期中平均株式数は、4℃ホールディングスグループ従業員持株会専用信託口(以下「従持信託」といいます。)が所有する当社株式を控除しております。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新興国の成長鈍化や消費税率引き上げの影響、地政学リスクの高まり等が懸念されたものの、企業収益や雇用環境の改善により、引き続き緩やかな回復基調となりました。

流通業界におきましては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要があったものの、その反動による個人消費の落ち込みや、天候不順の影響等もあり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のなか、第3次中期経営計画最終年度となる2014年度において、当社グループは信頼性の高い企業グループの構築に向けCSR経営を実践し、内部統制機能の強化、株主への利益還元、利益成長に繋がる中長期的投資等を実行することによって企業価値の向上に取り組んでおります。

その結果、当第2四半期連結累計期間の連結業績は、営業収益238億15百万円（前年同期比5.1%増）、営業利益22億60百万円（前年同期比19.2%増）、経常利益25億58百万円（前年同期比13.1%増）、四半期純利益15億42百万円（前年同期比18.8%増）となりました。

なお、第2四半期連結累計期間としては、営業利益、経常利益、四半期純利益ともに過去最高を更新いたしました。

（注） 営業収益は、「売上高」と「その他の営業収入」を合計しております。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（エフ・ディ・シー・プロダクツグループ）

エフ・ディ・シー・プロダクツグループにおきましては、主力の「4℃」（ヨンドシー）ジュエリーをはじめとした既存店の好調や、「4℃BRIDAL」（ヨンドシーブライダル）、「canal 4℃」（カナルヨンドシー）の積極的な出店拡大により、売上高、営業利益ともに過去最高を更新いたしました。

その結果、営業収益は127億4百万円（前年同期比14.0%増）、営業利益は21億67百万円（前年同期比26.1%増）となりました。

（アスティグループ）

アスティグループにおきましては、企画提案力の強化によりアパレルメーカー事業は好調に推移いたしましたが、一部子会社の苦戦等もあり売上高、営業利益ともに前年同期を下回りました。

その結果、営業収益は46億10百万円（前年同期比5.1%減）、営業利益は2億66百万円（前年同期比17.9%減）となりました。

（三鈴）

（株）三鈴におきましては、不採算店舗の圧縮と既存店の活性化に取り組みましたが、消費税率引き上げや天候不順の影響等もあり、売上高、営業利益ともに前年同期を下回りました。

その結果、営業収益は25億10百万円（前年同期比12.5%減）、営業損失は1億5百万円（前年同期は営業損失89百万円）となりました。

(アージュ)

(株)アージュにおきましては、主力のデイリーファッション事業「パレット」の既存店の健闘や出店拡大により、売上高は前年同期を上回りましたが、消費税率引き上げの影響を受けた会員制小売「ラポール」の苦戦等により、営業利益は前年同期を下回りました。

その結果、営業収益は39億89百万円（前年同期比5.6%増）、営業損失は14百万円（前年同期は営業利益58百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における財政状態につきましては、資産は主に、受取手形及び売掛金が11億39百万円、有形固定資産が3億76百万円増加したものの、有価証券が5億70百万円減少したこと等により、前連結会計年度末と比較して10億84百万円増加し595億63百万円となりました。負債は主に、未払法人税等が5億40百万円減少したこと等により、前連結会計年度末と比較して1億87百万円減少し、141億54百万円となりました。純資産は主に、利益剰余金が10億43百万円増加したこと等により、前連結会計年度末と比較して12億72百万円増加し454億8百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比較して2億28百万円増加し、43億22百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、5億38百万円（前年同期は12億18百万円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益26億12百万円を計上したものの、法人税等の支払額14億11百万円等により相殺されたものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、2億87百万円（前年同期は3億54百万円の使用）となりました。これは主に、有価証券の償還による収入14億円があったものの、固定資産の取得6億24百万円等により相殺されたものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、5億90百万円（前年同期は3億38百万円の使用）となりました。これは主に、配当金の支払額4億99百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社株主の在り方に関し、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるべきものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴うような買付けの提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、i. 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値又は当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、ii. 当社株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、iii. 当社に、当該大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの、iv. 当社株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われるもの、v. 買付けの条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の実現可能性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当なもの、vi. 当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、工場・生産設備が所在する地域社会等の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値又は当社株主の皆様共同の利益に反する重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループ（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は当社株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び当社定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

## ② 基本方針の実現のための具体的な取り組みの概要

ア) 当社及び当社グループは、ジュエリーを中心としたブランドSPA機能を有する(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ、アパレル・バッグ分野での企画・製造・販売を行う(株)アスティ、西日本を中心としてファッション分野でリテール事業を展開する(株)アージュの3社を統合再編し、持株会社体制へ移行し、総合ファッション企業として誕生いたしました。また、平成20年10月にはSPA型リテール事業を展開する(株)三鈴がグループに加わり、4事業会社を軸とすることで、経営体制の一層の強化を図りました。

当社及び当社グループは、人間尊重の基本理念のもと、変革を恐れず挑戦し続ける企業文化を大切にし、

- i 私達は、お客様に信頼される企業を目指します。
- ii 私達は、社員に夢を与える企業を目指します。
- iii 私達は、社会に貢献できる企業を目指します。
- iv 私達は、株主に期待される企業を目指します。

の4点を経営理念として掲げ、常にマーケットの変化に柔軟に対応することにより、お客様に新たな提案を行い、力強く、しなやかに、そして力を合わせて未来に向かって前進し、「グローバルファッション創造企業グループ」の実現を目指しております。

また、当社グループは、安定した事業基盤、健全な財務体質、そして高い管理能力を誇っています。

事業面では、(株)エフ・ディ・シー・プロダクツが展開する「4℃」ジュエリーの高いブランド力が強みです。また、ジュエリーとアパレルの工場生産から店頭小売までの機能を有するSPA事業は、顧客満足を実現できる優れた事業モデルとなっております。その他にもアパレルOEM、小売等の複数の事業モデルが存在し、幅広い市場に対応することができます。さらに、持株会社という組織形態は、経営資源の「選択と集中」の進展に有効に機能しています。

財務面では、収益性の高いジュエリー事業をはじめ、全事業で利益の安定成長を見込めるようになりました。また、持株会社化以降は自己資本比率が向上し、財務の健全性が保たれています。

組織面では、持株会社である(株)4℃ホールディングスの取締役が基本的に各事業会社の責任者を務めていることが、視野の広い意思決定を可能にしています。また、経営者間のコミュニケーション密度を高めてグループ全体で、情報や課題を共有することで、グループ経営マネジメント力の強さと安定感を堅持しています。

そして当社及び当社グループは、2012年度より第3次中期経営計画をスタートさせ、「予測される未来に手を打つ」「6年後のあるべき姿の想定」をキーワードに、取り組むべきコア事業の内容を「事業ビジョン」、それを実現させるための仕組みを「組織ビジョン」、数値目標は「数値ビジョン」として掲げ、成長軌道への転換を強力に推進しております。

特に中核事業であるブランドビジネスにおいては、取扱商品群はもとよりデザイン、品質、接客力、店舗空間、広告宣伝等、ブランドを構成する全ての要素の統一感を保つことによって、ブランドの毀損を起こさないように努めており、お客様の信頼を裏切らない経営と、取引先との厚い信頼関係を企業価値の源泉の中核としております。また、小売事業においてもストアブランドの確立を目指し、マーケットの動向を把握しながら精度の高いマーチャンダイジング能力、バイイング能力、店舗開発及び店舗運営能力の向上に取り組んでおります。加えて、アパレルメーカー機能においても、海外生産背景を基盤に品質・コスト競争力を伴った企画提案力を特長としております。

イ) 当社は、基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続にしたがって定める一定の大規模買付者並びにその共同所有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下「例外事由該当者」と総称します）によって経営方針の決定が支配されることに対し相当な措置を講じるため、平成25年5月23日開催の当社第63回定時株主総会の承認に基づき、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）について、本プランを継続導入することの承認を得ております。

本プランでは、大規模買付行為（当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得等がこれに該当します）を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びこれに対する評価・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって例外事由該当者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとしています。また、本プランにおいては、独立委員会による勧告を経た上で、例外事由該当者に対する対抗措置として新株予約権の無償割当て等を行うことがあることが定められております。

### ③ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い者のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成26年8月31日)	提出日現在 発行数 (株) (平成26年10月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	29,331,356	29,331,356	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株 であります。
計	29,331,356	29,331,356	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第6回新株予約権

決議年月日	平成26年7月24日
新株予約権の数(個)	367(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,366(注)2
新株予約権の行使期間	平成28年8月22日～平成31年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,366 資本組入額 1,183
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の行使の条件  
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得条項  
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
    - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
    - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
    - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
    - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第7回新株予約権

決議年月日	平成26年7月24日
新株予約権の数(個)	248(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,366(注)2
新株予約権の行使期間	平成28年8月22日～平成31年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,366 資本組入額 1,183
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の行使の条件  
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得条項  
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
    - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
    - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
    - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
    - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年8月31日	—	29,331,356	—	2,486,520	—	14,838,777

(6) 【大株主の状況】

平成26年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(株)フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	5,224	17.81
(株)広島銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行(株))	広島市中区紙屋町一丁目3番8号(東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	1,424	4.86
第一生命保険(株) (常任代理人 資産管理サービス信託銀行(株))	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号(東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	1,254	4.28
4℃ホールディングスグループ 共栄会	東京都品川区上大崎二丁目19番10号	870	2.97
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	781	2.66
(株)伊予銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行(株))	愛媛県松山市南堀端町1番地(東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	739	2.52
日本マスタートラスト信託銀行 (株)(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	507	1.73
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	507	1.73
(株)もみじ銀行	広島市中区胡町1番24号	477	1.63
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	458	1.56
計	—	12,243	41.74

(注) 1 4℃ホールディングスグループ共栄会は、当社の子会社と密接な取引関係にある取引先によって結成されている任意の団体であります。

2 上記のほか当社所有の自己株式582千株(1.99%)があります。

## (7) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成26年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 582,900	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 28,693,600	286,936	—
単元未満株式	普通株式 54,856	—	—
発行済株式総数	29,331,356	—	—
総株主の議決権	—	286,936	—

- (注) 1 「完全議決権株式 (その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が500株 (議決権5個) 含まれております。
- 2 「単元未満株式」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が58株及び当社保有の自己株式67株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成26年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) ㈱ヨンドシー ホールディングス	東京都品川区上大崎 二丁目19番10号	582,900	—	582,900	1.99
計	—	582,900	—	582,900	1.99

- (注) 上記のほか、四半期連結財務諸表において自己株式として認識している当社株式が130,500株あります。これは、従業員株式所有制度の導入により、平成22年5月11日付で野村信託銀行㈱ (従持信託) へ譲渡した自己株式513,700株のうち、平成26年8月31日現在、従持信託が所有している当社株式であります。この処理は会計処理上、当社と従持信託が一体のものであると認識し、従持信託が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものであります。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

#### 第4【経理の状況】

##### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

##### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年6月1日から平成26年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年3月1日から平成26年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	643,415	542,137
受取手形及び売掛金	2,952,219	4,092,077
有価証券	4,850,000	4,280,000
商品及び製品	6,819,273	7,010,398
仕掛品	728,965	668,517
原材料及び貯蔵品	678,745	673,340
その他	950,047	866,519
貸倒引当金	△4,233	△3,236
流動資産合計	17,618,434	18,129,754
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,485,560	5,576,416
土地	5,549,208	5,541,605
その他（純額）	759,536	1,052,846
有形固定資産合計	11,794,305	12,170,869
無形固定資産		
のれん	6,206,310	5,958,058
その他	660,815	643,964
無形固定資産合計	6,867,126	6,602,022
投資その他の資産		
投資有価証券	15,623,836	17,690,068
前払年金費用	2,077,497	594,070
その他	5,078,118	4,493,840
貸倒引当金	△580,756	△117,547
投資その他の資産合計	22,198,696	22,660,431
固定資産合計	40,860,128	41,433,324
資産合計	58,478,562	59,563,079

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年8月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,515,638	4,406,507
短期借入金	—	100,030
未払法人税等	1,366,588	825,844
賞与引当金	425,726	263,912
役員賞与引当金	44,250	31,688
その他	3,508,120	4,005,024
流動負債合計	9,860,324	9,633,006
固定負債		
長期借入金	150,930	—
退職給付引当金	537,167	550,330
役員退職慰労引当金	339,728	359,954
資産除去債務	942,180	970,762
その他	2,511,944	2,640,374
固定負債合計	4,481,950	4,521,420
負債合計	14,342,274	14,154,427
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,486,520	2,486,520
資本剰余金	18,322,104	18,335,251
利益剰余金	24,364,402	25,407,611
自己株式	△1,504,089	△1,513,458
株主資本合計	43,668,937	44,715,924
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	648,981	868,391
繰延ヘッジ損益	△10,415	6,088
土地再評価差額金	△233,476	△233,476
為替換算調整勘定	42,838	26,401
その他の包括利益累計額合計	447,928	667,405
新株予約権	19,421	25,322
純資産合計	44,136,288	45,408,651
負債純資産合計	58,478,562	59,563,079

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年8月31日)
売上高	22,224,781	23,387,942
売上原価	10,162,849	10,520,947
売上総利益	12,061,932	12,866,995
その他の営業収入	431,143	427,099
営業総利益	12,493,075	13,294,095
販売費及び一般管理費	※1 10,596,199	※1 11,033,300
営業利益	1,896,875	2,260,794
営業外収益		
受取利息	4,244	6,989
受取配当金	40,520	41,731
持分法による投資利益	248,797	177,661
投資不動産賃貸料	48,267	50,970
為替差益	8,648	9,201
その他	25,677	54,258
営業外収益合計	376,155	340,811
営業外費用		
支払利息	2,015	1,201
保険解約損	1,914	—
投資不動産減価償却費	3,051	2,984
投資不動産管理費用	1,040	1,023
自己株式取得費用	—	35,364
その他	1,975	2,079
営業外費用合計	9,997	42,653
経常利益	2,263,034	2,558,952
特別利益		
固定資産売却益	12,163	47,797
投資不動産売却益	21,974	—
関係会社株式清算益	—	104,118
その他	—	750
特別利益合計	34,138	152,665
特別損失		
減損損失	81,911	70,350
店舗閉鎖損失	—	20,147
その他	—	8,880
特別損失合計	81,911	99,378
税金等調整前四半期純利益	2,215,260	2,612,239
法人税、住民税及び事業税	606,668	870,957
法人税等調整額	310,704	198,790
法人税等合計	917,373	1,069,747
少数株主損益調整前四半期純利益	1,297,887	1,542,492
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△0	—
四半期純利益	1,297,888	1,542,492

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年3月1日 至 平成26年8月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,297,887	1,542,492
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	199,674	143,464
繰延ヘッジ損益	△17,634	16,394
為替換算調整勘定	41,550	△16,436
持分法適用会社に対する持分相当額	40,495	76,053
その他の包括利益合計	264,085	219,476
四半期包括利益	1,561,972	1,761,968
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,561,973	1,761,968
少数株主に係る四半期包括利益	△0	—

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年3月1日 至 平成26年8月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	2,215,260	2,612,239
減損損失	81,911	70,350
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	4,114	△464,205
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△260,140	△161,814
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△39,967	1,496,590
その他の引当金の増減額 (△は減少)	△94,291	7,664
受取利息及び受取配当金	△44,764	△48,721
支払利息	2,015	1,201
持分法による投資損益 (△は益)	△248,797	△177,661
為替差損益 (△は益)	△4,762	△988
固定資産売却損益 (△は益)	△12,163	△47,797
投資不動産売却損益 (△は益)	△21,974	—
関係会社株式清算損益 (△は益)	—	△104,118
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,069,967	△1,138,335
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△585,301	△129,355
仕入債務の増減額 (△は減少)	450,789	△108,250
未払金の増減額 (△は減少)	511,324	318,757
前受金の増減額 (△は減少)	287,655	△175,796
その他	736,024	△101,883
小計	1,906,966	1,847,874
利息及び配当金の受取額	99,146	103,102
利息の支払額	△1,988	△1,201
法人税等の支払額	△785,871	△1,411,701
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,218,253	538,075
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	△581,994	△624,186
固定資産の売却による収入	128,560	57,000
有価証券の取得による支出	—	△500,000
有価証券の償還による収入	—	1,400,000
投資有価証券の取得による支出	△9,491	△209,124
投資不動産の売却による収入	63,361	—
関係会社株式の清算による収入	—	104,118
その他	44,889	60,025
投資活動によるキャッシュ・フロー	△354,674	287,831
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	△44,760	△50,900
自己株式の取得による支出	△377	△741
自己株式の売却による収入	106,513	52,829
配当金の支払額	△328,440	△499,282
その他	△71,292	△92,671
財務活動によるキャッシュ・フロー	△338,356	△590,766
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,097	△6,418
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	531,319	228,721
現金及び現金同等物の期首残高	2,111,769	4,093,415
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 2,643,088	※1 4,322,137

**【注記事項】**

(追加情報)

(信託型従業員持株インセンティブ・プランにおける自己株式の処分に関する会計処理方法について)

平成22年4月19日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下「本プラン」)を導入いたしました。

本プランでは、従持信託が、平成22年5月以降、5年間にわたり「4℃ホールディングスグループ従業員持株会」(以下「本持株会」)が取得する規模の当社株式を予め当社より取得し、取得後、信託終了時点までに持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合に、当該株式売却益相当額を残余財産として、受益者適格要件を満たす従業員に分配します。また当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入れに対し保証をしているため、信託終了時点において従持信託内に当社株価の下落によって当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

なお、当社は平成22年5月11日付で、自己株式513,700株を従持信託へ譲渡しております。

当該自己株式の処分に関する会計処理については、当社が従持信託の債務を保証している関係上、経済的実態を重視する観点から、当社と従持信託が一体のものであると認識し、本持株会が従持信託より株式を購入した時点で、当社から外部に株式が譲渡されたものとして処理しております。したがって、従持信託が所有する自己株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については当社の四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書に含めて計上しており、自己株式数については従持信託が所有する当社株式を自己株式数に含めて記載しております。

## (四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年8月31日)
給与手当	2,753,346千円	2,860,370千円
賞与引当金繰入額	264,207	241,640
役員賞与引当金繰入額	31,892	31,688
退職給付費用	4,744	△803
役員退職慰労引当金繰入額	26,497	29,326
貸倒引当金繰入額	4,114	△2,840
借地借家料	3,302,942	3,488,297

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年8月31日)
現金及び預金	573,088千円	542,137千円
有価証券勘定のうち現金同等物に該当する残高	2,070,000	3,780,000
現金及び現金同等物	2,643,088	4,322,137

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間（自 平成25年3月1日 至 平成25年8月31日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月23日 定時株主総会	普通株式	325,924	11.50	平成25年2月28日	平成25年5月24日	利益剰余金

(注) 1 配当金11.5円のうち、1円は特別配当によるものであります。

2 従持信託が所有する当社株式については配当金の支払対象株式であります。連結財務諸表において自己株式として表示していることから、平成25年5月23日定時株主総会決議の配当金の総額には、従持信託に対する配当金2,516千円を含めずに表示しております。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月7日 取締役会	普通株式	356,208	12.50	平成25年8月31日	平成25年11月8日	利益剰余金

(注) 従持信託が所有する当社株式については配当金の支払対象株式であります。四半期連結財務諸表において自己株式として表示していることから、平成25年10月7日取締役会決議の配当金の総額には、従持信託に対する配当金2,352千円を含めずに表示しております。

当第2四半期連結累計期間（自 平成26年3月1日 至 平成26年8月31日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月22日 定時株主総会	普通株式	499,282	17.50	平成26年2月28日	平成26年5月23日	利益剰余金

(注) 1 配当金17.5円のうち、5円は特別配当によるものであります。

2 従持信託が所有する当社株式については配当金の支払対象株式であります。連結財務諸表において自己株式として表示していることから、平成26年5月22日定時株主総会決議の配当金の総額には、従持信託に対する配当金2,735千円を含めずに表示しております。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年10月6日 取締役会	普通株式	457,886	16.00	平成26年8月31日	平成26年11月7日	利益剰余金

(注) 従持信託が所有する当社株式については配当金の支払対象株式であります。四半期連結財務諸表において自己株式として表示していることから、平成26年10月6日取締役会決議の配当金の総額には、従持信託に対する配当金2,088千円を含めずに表示しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成25年3月1日至平成25年8月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	エフ・ディ・シー・ プロダクツグループ	アステイ グループ	三鈴	アージュ	計		
営業収益							
外部顧客への営業収益	11,148,320	4,859,061	2,869,555	3,778,987	22,655,924	—	22,655,924
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	19,015	673,145	16,977	99,629	808,768	△808,768	—
計	11,167,335	5,532,207	2,886,532	3,878,617	23,464,692	△808,768	22,655,924
セグメント利益 又は損失(△)	1,718,586	325,077	△89,079	58,584	2,013,168	△116,293	1,896,875

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額△116,293千円は、主に各報告セグメントに配賦されない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要な減損損失はございません。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成26年3月1日至平成26年8月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	エフ・ディ・シー・ プロダクツグループ	アステイ グループ	三鈴	アージュ	計		
営業収益							
外部顧客への営業収益	12,704,682	4,610,652	2,510,072	3,989,635	23,815,042	—	23,815,042
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	22,290	676,249	12,414	116,751	827,706	△827,706	—
計	12,726,973	5,286,901	2,522,486	4,106,387	24,642,749	△827,706	23,815,042
セグメント利益 又は損失(△)	2,167,840	266,985	△105,398	△14,472	2,314,955	△54,160	2,260,794

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額△54,160千円は、主に各報告セグメントに配賦されない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要な減損損失はございません。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年3月1日 至 平成26年8月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	47.52円	56.44円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (千円)	1,297,888	1,542,492
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	1,297,888	1,542,492
普通株式の期中平均株式数 (株)	27,312,913	27,330,036
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	47.44円	56.32円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	46,589	59,207
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成25年6月12日発行の 新株予約権 第5回新株予約権 普通株式 120,000株	平成26年7月24日発行の 新株予約権 第6回新株予約権 普通株式 36,700株 第7回新株予約権 普通株式 24,800株

2 従持信託が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として認識しております。このため、上記の1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた期中平均株式数は、当該株式が控除されております。

## (重要な後発事象)

### 自己株式の取得及び自己株式の公開買付け

当社は、平成26年7月24日開催の取締役会決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、以下のとおり、自己株式の取得及び自己株式の公開買付けを実施いたしました。

#### 1. 買付等の目的

当社は、筆頭株主であり、かつ、当社の持分法適用会社である㈱フジの保有する当社普通株式について、一部売却の可能性について検討したいとの意向があることが判明したため、当社自らが自己株式として買い受けることについて具体的検討を行いました。

その結果、当該株式を自己株式として買い受けることは、当社の連結ベースの1株当たり当期純利益（EPS）の向上や、株主資本利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にもつながること及び、かかる自己株式の取得は当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えるものでもなく、当社の財務健全性及び安全性は確保されるものと判断いたしました。また、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

#### 2. 取締役会決議の内容

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の数	1,100,100株（上限）
(3) 株式を取得するのと引き換えに交付する金銭の総額	2,200,200,000円（上限）
(4) 取得することができる期間	平成26年7月25日から平成26年9月30日まで

#### 3. 公開買付けの概要

(1) 買付け期間	平成26年7月25日から平成26年8月21日まで （20営業日）
(2) 買付け等の価格	1株につき金2,000円
(3) 買付け予定数	1,100,000株
(4) 公開買付け開始公告日	平成26年7月25日
(5) 決済の開始日	平成26年9月12日

#### 4. 公開買付けの結果

(1) 応募株式の総数	1,040,100株
(2) 買付株式の総数	1,040,100株
(3) 取得価額の総額	2,080,200,000円

## 2【その他】

第65期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）中間配当については、平成26年10月6日開催の取締役会において、平成26年8月31日の最終株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議しました。

- ① 配当金の総額 457,886千円
- ② 1株当たりの金額 16.0円
- ③ 支払請求権の効力発効日及び支払開始日 平成26年11月7日

(注) 従持信託が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として表示していることから、平成26年10月6日取締役会決議の配当金の総額には、従持信託に対する配当金2,088千円を含めずに表示しております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年10月10日

株式会社ヨンドシーホールディングス

取締役会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 塚 亨 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上 田 雅 也 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヨンドシーホールディングスの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年6月1日から平成26年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年3月1日から平成26年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヨンドシーホールディングス及び連結子会社の平成26年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

**【表紙】**

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月15日
【会社名】	株式会社ヨンドシーホールディングス
【英訳名】	YONDOSHI HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 秀 典
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎二丁目19番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役鈴木秀典は、当社の第65期第2四半期（自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。